

根拠法令	土壤汚染対策法	担当課 担当係	環境政策課 生活環境係 0742-27-8734
制度の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一定規模以上の土地の形質変更時(3,000㎡以上)、または有害物質使用特定施設を設置している事業場等(若しくは有害物質使用特定施設廃止時に係る土壤調査が免除されている土地)(900㎡以上)の、一定規模以上の形質変更時に、環境政策課(当該土地が奈良市域の場合は奈良市保健所)に届出が必要。</li> <li>2 有害物質使用特定施設の廃止時に、土壤調査を実施し、その結果を環境政策課(当該土地が奈良市域の場合は奈良市保健所)に報告が必要。</li> <li>3 自主調査により土壤汚染が明らかになった場合、区域の指定を申請することができる。(当該土地が奈良市域の場合は奈良市保健所)</li> </ol>		
目的	<p>土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。</p>		
対象地域	県内全域		
規制内容	<p>&lt;届出後の調査の有無について&gt; 届出の結果、土壤汚染のおそれがあると認められるときは調査が必要。</p> <p>&lt;区域の指定について&gt; 土壤汚染状況調査の結果の報告を受けた土地を健康被害のおそれの程度に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定。</p> <p>[要措置区域] 土壤汚染状況調査の結果、汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、土壤汚染の摂取経路がある区域。 ●汚染の除去等の措置が必要 ●土地の形質の変更の原則禁止</p> <p>[形質変更時要届出区域] 土壤汚染状況調査の結果、汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、土壤汚染の摂取経路がない区域。 ●土地の形質の変更時に計画の届出が必要</p>		

< 手続のフロー図 >

調 査

- ①有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき（第3条）
  - 操業を続ける場合には、一時的に調査の免除を受けることも可能（第3条第1項ただし書）
  - 一時的に調査の免除を受けた土地で、900㎡以上の土地の形質の変更を行う際には届出を行い、都道府県知事の命令を受けて土壤汚染状況調査を行うこと（第3条第7項・第8項）
- ②一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第4条）
  - 3,000㎡以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合に届出を行うこと
  - 土地の所有者等の全員の同意を得て、上記の届出の前に調査を行い、届出の際に併せて当該調査結果を提出することも可能（第4条第2項）
- ③土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第5条）
- ④自主調査において土壤汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請できる（第14条）

①～③においては、土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事に報告

土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合

区域の指定等

- 要措置区域（第6条）  
汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
  - 土地の所有者等は、都道府県知事の指示に係る汚染除去等計画を作成し、確認を受けた汚染除去等計画に従った汚染の除去等の措置を実施し、報告を行うこと（第7条）
  - 土地の形質の変更の原則禁止（第9条）
- 形質変更時要届出区域（第11条）  
汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）
  - 土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事に届出を行うこと（第12条）

汚染の除去が行われた場合には、区域の指定を解除

汚染土壤の搬出等に関する規制

- 要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土壤の搬出の規制（第16条、第17条）  
（事前届出、計画の変更命令、運搬基準の遵守）
- 汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務（第20条）
- 汚染土壤の処理業の許可制度（第22条）

※当該土地が奈良市域の場合は奈良市保健所に報告